第Ⅰ章　はじめに

1　計画の概要

（1）　計画策定の目的

音更町緑の基本計画は、「都市緑地法」に基づき、町全体の緑に関する施策を体系的に整理し、緑地の保全と緑化の推進に向けた基本的な方針を示すものです。この計画は、町が主体となり、公共空間や民有地における緑化の推進、農地や河川敷などの自然環境の保全、さらには町民の意識啓発に取り組むことで、音更町の豊かな自然を次世代へと引き継ぐための指針として位置づけられています。

本町では、十勝川と田園風景に代表される自然資源や、農村環境といった地域固有の魅力を生かし、「緑のシンフォニータウンおとふけ」として平成 26 年 1 月に緑の基本計画を改訂しました。これまで積み重ねてきた緑の保全活動や施策を再評価し、町民・事業者・行政が一体となって取り組める体制を整備することが求められています。まちづくりの中で、どのような緑を守り、生かし、新たに創出していくのかを明らかにしながら、持続可能な緑のネットワークを築いていくことが、今後の重要な課題です。

一方で、近年の人口減少や少子高齢化の進行に伴い、緑地の維持管理を担う人材の確保が難しくなっている現状があります。こうした背景から、効率的かつ持続可能な管理体制の構築が喫緊の課題となっており、町民が緑に親しみ、自発的に関われる仕組みづくりが必要とされています。加えて、気候変動に伴う自然災害の激甚化にも備える必要があり、防災・減災の視点からも、緑の持つ機能を再評価し、グリーンインフラとしての役割を強化することが求められています。

さらに、緑は単なる景観要素にとどまらず、人々の健康や幸福、いわゆるウェルビーイングにも寄与する重要な資源です。緑に囲まれた空間は、心身のリフレッシュや地域コミュニティの形成にもつながり、暮らしの質を向上させる力を持っています。そうした多面的な価値を持つ緑を、どのように町の中で位置づけ、守り育てていくのかを明確にしながら、住民の誰もが恩恵を受けられる環境づくりを進めていくことが、本計画の根幹をなす考え方です。

このように音更町緑の基本計画は、町の自然環境や社会的課題を踏まえながら、緑の役割を多角的に捉え、将来にわたって魅力あるまちの姿を実現するための道筋を示すものです。町民との対話と協働を通じて、実効性の高い緑の施策を推進し、「持続可能なおとふけの緑」の実現を目指します。

（2） 都市公園とは

①公園機能

都市公園は、都市に暮らす人々の健全な生活環境を支える重要な都市基盤施設であり、以下のような多様な目的と機能を有しています。

●憩い・休養の場
市民の心身のリフレッシュを促す空間として、ベンチ、芝生、遊具などを設置

●災害時の避難場所
地震や火災などの災害時における一時避難場所や物資集積拠点としての機能

●自然とのふれあい
都市の中で自然に親しむ場を提供し、環境教育の場としての役割も果たす

●都市景観の形成
緑とオープンスペースが都市の美観を高め、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与

●交流・地域活動の拠点
イベント開催や地域の集会、スポーツ活動などを通じた住民の交流促進

②整備の在り方

都市公園の整備に当たっては、以下の視点が重要です。

●地域ニーズの反映
地域住民や関係団体の意見を取り入れた計画策定

●多様性と包摂性の確保
高齢者、こども、障害者など、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン

●環境配慮
在来植物の利用や生態系への影響を考慮した設計

③管理・運営の在り方

都市公園の持続可能な管理・運営には、以下の点が重要です。

●官民連携の推進
指定管理者制度や Park-PFI 等を活用した民間活力の導入

●地域との協働
市民参加によるボランティア活動やイベントの企画・実施

●維持管理の効率化
ICT を活用した巡回・点検・清掃業務の効率化と見える化

（3） 計画の位置づけ

本計画は、「都市緑地法」に基づき策定する法定計画であり、音更町の緑に関する総合的な指針として位置づけられます。加えて、「音更町総合計画」や「音更町都市計画マスタープラン」との整合性を図りながら、都市整備、景観形成、地域防災、環境政策、健康づくり等と連携した施策の展開を図るものです。

なお、北海道で策定された「北海道みどりの基本方針」を参考にします。

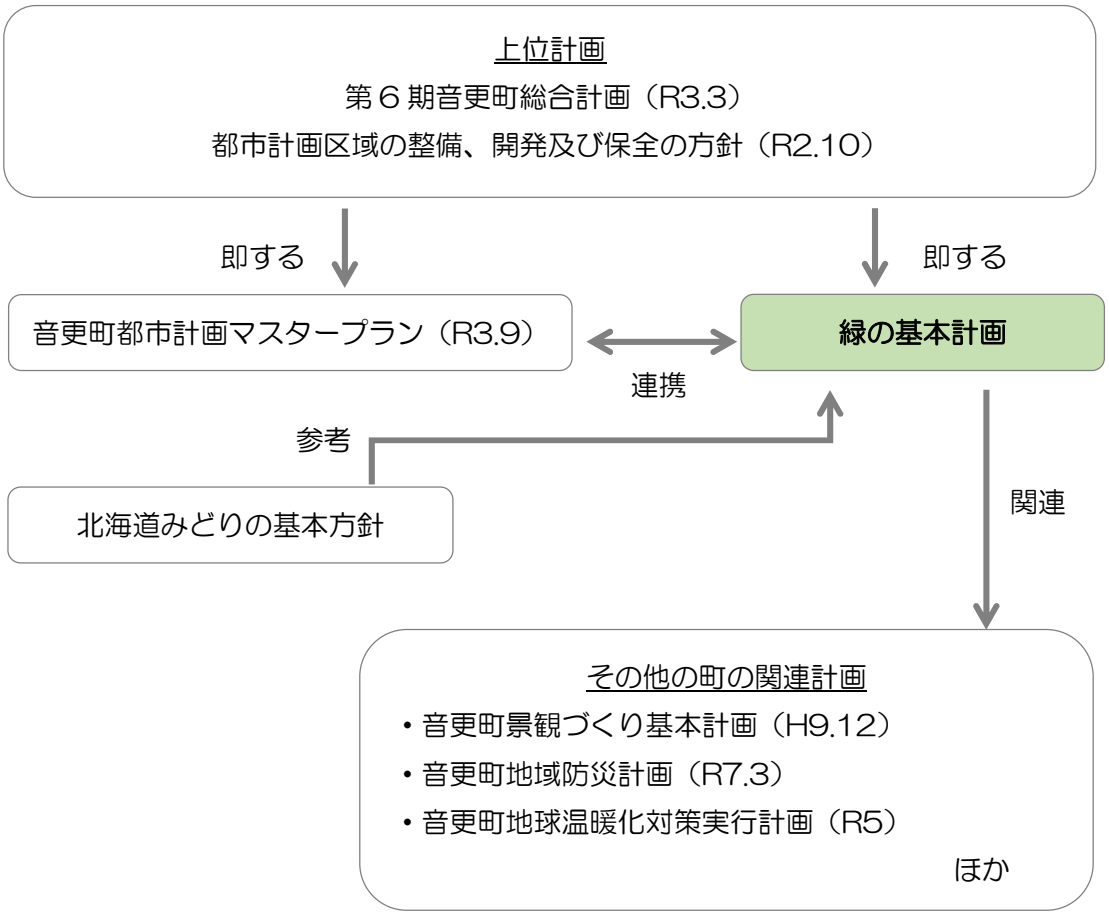

図　本計画の位置づけ

（4） 計画期間

本計画の計画期間は、2026 年度（令和 8 年度）から 2045 年度（令和 27 年度）までの 20 年間を基本とします。ただし、社会情勢や町民ニーズの変化、技術革新、関連法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

この期間を通じて、緑の機能と質を確保・向上させるとともに、次世代に継承する持続可能な緑の体系づくりを目指します。

（5）計画対象区域

計画対象区域は前回計画同様に音更町全域を対象区域とします。なお本計画では市街地における街路樹や公園緑地の維持管理、河岸段丘や河川に広がる自然緑地の保全と利活用は、地域の景観や防災性、環境機能を支える重要な要素となることから、都市計画区域内に注目して計画を立案します。

しかし、郊外にも計画上重要な緑地が存在することから、必要に応じて都市計画区域外の緑地にも言及するようにします。

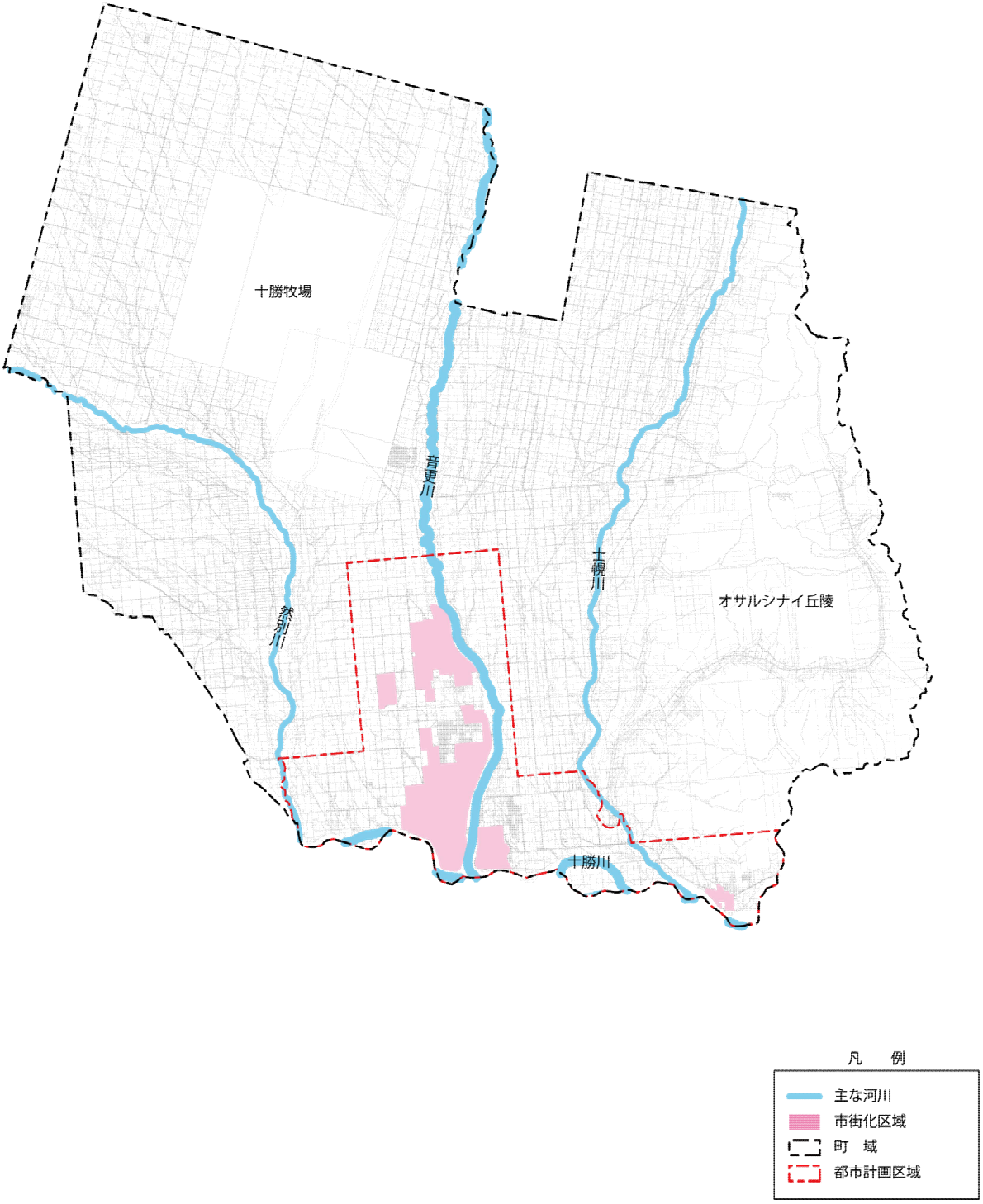

図　本計画の対象区域

（6）計画対象となる緑

本計画は、都市公園と呼ばれる公園・緑地のほか、植林地、草地、水辺地、官公庁などの公共公益施設の植栽地、民有地の樹木及び法令や条例などで守られている緑地を総称して「緑地」として位置づけ、計画の対象とします。

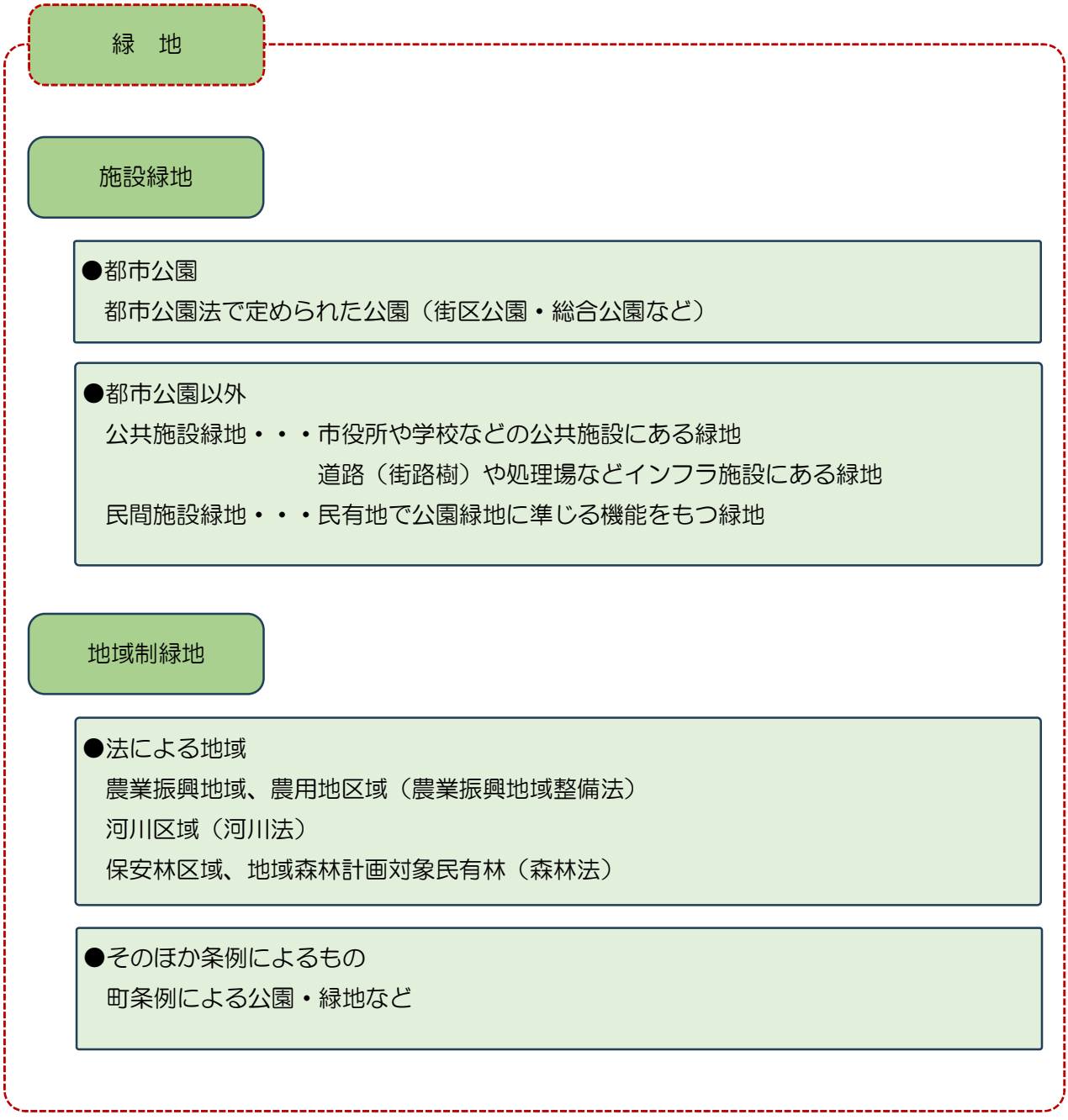

図　本計画の対象となる緑

（7）SDGs との関連

本計画の取り組みは、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の 17 の目標のうち、下記の目標について関連性が深く、取り組みを推進することで持続可能な社会の実現に寄与します。

	・だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	・森林、湿地、山地、乾燥地など陸上の生態系と、内陸の淡水地域の生態系、及びそれらがもたらす自然の恵みを、守り、回復させ、持続可能な形で利用できるようにする。
	・持続可能な開発のために、一貫した政策がとられるように強化する。 ・様々なパートナーシップの経験などをもとにして、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップをすすめる。